

私立高等学校等就学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）について、法第7条の規定に基づき受給権者に代わって就学支援金を受領する支給対象高等学校等の設置者（国公立学校を除く。以下「学校設置者」という。）に対し、予算の範囲内において就学支援金を交付するものとし、その交付に関しては、法、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）、高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）（平成26年4月文部科学省制定）及びこの要綱の定めるところによる。

(受給資格の認定)

第2条 学校設置者は、就学支援金に係る受給資格認定申請書を作成し、受給権者へ配付するとともに、受給権者から提出された受給資格認定申請書に基づき、受給資格認定申請者一覧（様式第1号）を作成し、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、学校設置者から前項の規定による申請者一覧の提出があったときは、審査の上、受給資格の認定を行い、学校設置者に通知するものとする。
- 3 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、速やかに受給権者に対する認定の通知を作成し、配付するものとする。

(受給資格の消滅)

第3条 学校設置者は、受給権者の受給資格が消滅したときは、受給資格消滅者一覧（様式第2号）を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、学校設置者から前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出があったときは、審査の上、受給資格消滅者の確定を行い、学校設置者に通知するものとする。
- 3 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、速やかに受給資格消滅者に対する資格消滅の通知を作成し、配付するものとする。

(支給停止等)

第4条 学校設置者は、受給権者が法第8条第1項の規定に基づく就学支援金の支給の停止を希望するときは、就学支援金に係る支給停止申出書を作成し、受給権者へ配付するとともに、受給権者から提出された支給停止申出書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、学校設置者から前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、審査の上、支給停止の決定を行い、学校設置者を通じて受給権者に通知するものとする。

- 3 学校設置者は、支給停止の決定を受けた受給権者が支給再開を希望するときは、就学支援金に係る支給再開申出書及び「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書を作成し、受給権者へ配付するとともに、受給権者から提出された支給再開申出書・「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、学校設置者から前項の規定による支給再開申出書の提出があったときは、審査の上、支給再開の決定を行い、学校設置者を通じて受給権者に通知するものとする。

(「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出)

第5条 学校設置者は、就学支援金の「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書を作成し、受給権者へ配布するとともに、受給権者から提出された「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書に基づき、支給要件・加算要件を確認した上で収入状況届出者一覧（様式第3号）を作成し、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 就学支援金の交付を受けようとする学校設置者は、就学支援金交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて所定の期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、学校設置者から前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書を交付するものとする。

2 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、受給権者に対する交付決定通知書を作成し、速やかに受給権者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 学校設置者は、前条の規定による交付の決定を受けた就学支援金の額を変更する場合には、あらかじめ就学支援金変更交付申請書（様式第5号）に関係書類を添え所定の期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の変更決定)

第9条 知事は、学校設置者から前条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の変更決定を行い、変更交付決定通知書を交付するものとする。

2 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、受給権者に対する変更交付決定通知書を作成し、速やかに受給権者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 学校設置者は、知事から就学支援金に関し要求があったときは、その状況

を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 学校設置者は、就学支援金に係る実績報告書（様式第6号）に関係書類を添え翌年度の4月5日までに知事に提出しなければならない。

(就学支援金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、就学支援金の交付決定額（第9条の規定による交付の変更決定をした場合は、その決定された額）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき就学支援金の額を確定し、確定通知書を学校設置者に通知するものとする。

2 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、受給権者に対する支給実績通知書を作成し、速やかに受給権者に通知するものとする。

3 知事は、学校設置者に交付すべき就学支援金の額を決定した場合において、既にその額を超える就学支援金が交付されているときは、その超える部分の就学支援金の返還を命ずるものとする。

(就学支援金の経理)

第13条 学校設置者は、就学支援金について学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従ってその収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(事務の委託)

第14条 知事は、就学支援金の支給に関する事務のうち、高等学校等就学支援金事務処理要領第2章の表の学校設置者の欄の都道府県からの事務委託等に規定する事務を学校設置者に委託するものとし、別に定める経費を学校設置者に交付するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月19日から施行し、平成22年度分の就学支援金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の就学支援金から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前から引き続き私立高等学校、私立中等教育学校又は私立専修学校高等課程に在学する者に係る、この要綱の施行の日以後の高等学校等就学支援金の交付については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。